



平成25年第2回(6月)定例会

6月11日から20日まで

市長等・職員の給料削減を可決

岩沼市議会の6月定例会(平成25年第2回定例会)は、6月11日に招集され、10日間の会期で開かれました。

市長から専決処分8件、条例案8件、補正予算案3件のほか8件が提出されました。行財政改革の一環として平成15年から減額措置を講じている市長、副市長、教育長の給料について、復興財源の捻出や財政状況を勘案し、あらためて削減額を増額するための条例改正案、職員の給料について、国家公務員との水準や財政状況を勘案し、減額するための条例改正案は、賛成12、反対4で原案通り可決しました。

ゴルフ練習場から西中学校にゴルフボールが飛来することについて調停を申し立てる議案は、賛成多数(反対2)で原案通り可決しました。

審議中になされた須藤功議員の不穏当な発言に関連して議会運営委員会(議運委)や懲罰特別委員会が開催されるなど議会が混乱しました。須藤議員は出席停止(定例会会期中)の懲罰が科されました。

意見書2件は原案通り可決され、一般質問は13人が行いました。

調停の申立てを可決

主な議案

◆承認2号 専決処分・平成24年度岩沼市一般会計補正予算(第8号)

歳入では東日本大震災復興交付金の第5回配分

決定による国庫支出金の減、各種基金繰入金及び市債の減等、歳出では復興交付金基金への積立金の減、震災復興事業及び各種市独自支援事業の進捗に応じた事業費の減等

によるもの。

質疑①「がけ地近接等危険住宅移転事業は、元地買い取りの対象だと思いませんか」

答弁①「がけ近は、あくまでも住宅再建に係る利子補給分です」

質疑②「企画費の79億円はグリーンピアの震災復興関連の申請分か」

管理事業については財源補正のみであり、今回の79億円の減は全て震災復興推進事業に起因するものです」

◆議案53号 調停の申立て

ゴルフ練習場から西中学校にゴルフボールが飛来する件に関し、施設所有者に対して施設の改善を求めたが、期日までに回答が得られなかったことから、仙台簡易裁判所に調停を申し立てようとするもの。

反対討論①「双方の話を聞きたい。一方的に聞くだけなら反対だ」

賛成討論①「話し合いで解決できないなら調停で早急に解決し、子どもたちの安全を守るべきだ」

反対討論②「直ちにけがをする状態ではない。もっと話し合いを尽くすべきだ」

賛成討論②「事故が起こってからでは遅い。早急に調停を行い、スムーズに進めていくべきだ」